情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

健康診査の実施について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項(重要な個人情報の提供等を伴う委託)

(担当部課:健康 部計画推進課)担当係区民健康センター担当者 渡部 内線(4010)

事業の概要

事業名	健康相談				
担当課	健康部計画推進課(区民健康センター)				
目的	区民の健康の保持及び増進を図る。				
対象者	区民健康センター利用者				
事業内容	 健康相談 健康に関する全般的な相談を行う。 健康診査 区民を対象に健康診査を実施する。 医療制度改革に伴う健康診査の変更事項 平成 19 年度・20 年度健康診査の比較 				
	項目	平成 19 年度	平成 20 年度		
	対象	20歳以上の区民	16歳以上の区民		
	健診項目		腹囲を追加		
	実施主体				
	新宿区	20 歳以上 40 歳未満	16 歳以上 40 歳未満		
		(根拠法令:健康増進法)	(根拠法令:健康増進法)		
		40 歳以上 (根拠法令:老人保健法)	生活保護受給者等の無保 険者 (根拠法令:健康増進法)		
	医療保険者		40歳以上75歳未満 医療保険加入者 (根拠法令:高齢者の医療の確保に関する法律)		
	後期高齢者広域連合		75歳以上 (根拠法令:高齢者の医療の確保に関する法律)		
特定健康診査結果の医療保険者への提出			医療保険者へ電子的記録 を提出 (電子データ化が必要と なる。外部委託又は結果 報告用パソコンによる処 理)		

件名 健康診査結果の電子データ作成委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報		
保有課 (担当課)	計画推進課(区民健康センタ ー)	Γ'	・入札等により決定するデータ 入力機関	
登録業務の名称	健康相談	委託先	·社団法人 新宿区医師会	
情報はどのような 媒体に記録されて いるか	紙	情報はどのような 媒体で提供するの か、取扱わせるの か	紙	
保有している 情報項目	健診結果、問診結果、受診番号、受診券番号、被保険者証等記号番号、保険者番号、カルテ番号、郵便番号、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号	左欄の保有情報の うち、業務委託に伴い は 提供する項目又は 処理を依頼する項目	健診結果、問診結果、受診番号、受診券番号、被保険者証等記号番号、保険者番号、カルテ番号、郵便番号、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号	
委託の理由	平成 20 年 4 月より、医療保険者による特定健診については、健診機関が実施結果を 医療保険者に対して電子化して報告する必要があるため。			
委託内容	健康診査の結果データ(紙)を、電子化する。			
委託の開始時期及 び期限	平成20年4月以降継続			
委託にあたり区が 行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 業務終了後、提供した情報を 返却させる。	受託事業者として の 情報保護対策	個人情報保護法、医療・介護 関係事業者における個人情報 の取扱いのためのガイドライン を遵守する。	

件名 健康診査の業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報		
保有課 (担当課)	計画推進課(区民健康センタ ー)	Γ'	社団计 1 並完区医師人	
登録業務の名称	健康相談	委託先	·社団法人新宿区医師会	
情報はどのような 媒体に記録されて いるか	電子的媒体(保健情報システム) 紙	情報はどのような 媒体で提供するの か、取扱わせるの か	紙	
保有している 情報項目	健診結果、問診結果、受診番号、受診券番号、被保険者証等記号番号、保険者番号、健康保険種別、区民税課税非課税の区分、カルテ番号、郵便番号、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、	左欄の保有情報の うち、業務委託に伴い は 提供する項目又は 処理を依頼する項目	健診結果、問診結果、受診番 号、受診券番号、被保険者証 等記号番号、保険者番号、健 康保険種別、区民税課税非課 税の区分、カルテ番号、郵便番 号、住所、氏名、生年月日、年 齢、性別、電話番号、	
委託の理由	区民健康センターの健診については、医師等の専門職業務を委託する必要があるため			
委託内容	区民健康センター 健康相談、健康診査、骨粗鬆症検診			
委託の開始時期及 び期限	平成 20 年 4 月以降継続			
委託にあたり区が 行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事 項」を付す。	受託事業者として の 情報保護対策	個人情報保護法、医療・介護 関係事業者における個人情報 の取扱いのためのガイドライン を遵守する。	

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後に おいても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって 保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された 資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示 したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。